

## 4. 小中学校における教育課程の課題

小中学校における障害のある児童生徒の指導については、主として「特殊学級での指導」と「通級による指導」があげられる。

### 1) 特殊学級及び通級による指導と教育課程

特殊学級は、障害の程度が比較的軽度な児童生徒に対し、きめ細かな教育を行うため、小学校及び中学校において特別に編制された小人数の学級である。教育課程については、基本的には、小学校及び中学校の学習指導要領によることとなるが、障害の状態等に応じた適切な教育を行うため、特に必要がある場合には、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領を参考とした特別の教育課程を編成することができることとされている。

また、通級による指導は、小学校及び中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒のうち、障害の状態等に応じた特別な指導を必要とする者のための教育形態として、平成5年度に新たに制度化されたもので、その指導を通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成することができるとしている。

### 2) 教育課程における課題

特殊学級及び通級による指導においても、特別な教育課程を編成しつつ、個別の指導計画を作成し、指導を展開する取組みが拡大してきている。特に通級による指導は、平成5年度の制度化以降、対象となる児童生徒が増加傾向にあり、制度的にはLD, ADHD, 高機能自閉症の児童生徒をその対象とするか否かが大きな課題である。これらの指導において教育課程に関わる課題として次の点があげられる。

a 特殊学級は、通常の学級と比較すると、知的障害や肢体不自由など多様な児童生徒を受け入れ、その教育的ニーズに応じた教育を提供している。特に知的障害特殊学級等では、複数の異なる学年の児童生徒が在籍している場合が多い。そのような学級で、領域・教科を合わせて指導する、交流による学習を展開する等弾力的な指導が展開されている。しかしながら、学級の教育課程は1つであり、その運用において難しい状況にある。

b 通級による指導においては、通常の教育課程と

は別に、特別な教育課程を編成し、その教育を提供している。児童生徒の実態に応じてその教育課程が編成されるが故に、児童生徒個々のための教育課程とも言える。この特別な教育課程について、通常の教育課程を弾力的にして、その一部に含むという考え方と個別の特別な教育課程が必要とする考え方がある。

通常の教育課程を弾力的にして、指導方法として特別な内容を含むとの整理も可能であるが、担当者等の条件整備の問題が解決できない。

通級による指導の場合に、通常の教育の内容と通級で取扱う内容とのすり合わせ、また、通級による指導で欠けた時間の内容の取扱について整理することが必要である。

c 通常学級に在籍する児童生徒が、時間によっては特殊学級において個別的な指導を受けるという通級に類似した指導が実態として展開されている。これらの指導について、教育課程上の整理はされないままとなっている。特殊学級のサービス的な内容に留まっているが、どのように整理すればいいのかが課題である。

### 3) 今後の方向について

「今後の特別支援教育の在り方について」(最終報告)では、障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることが基本理念として示された。特に、LD, ADHD, 高機能自閉症を含め通常の学級に在籍しているすべての障害のある子どもの教育が課題となっている。

一方、通常の教育においては、個々の実態に応じたきめ細かな指導として、少人数指導やTT, 補助教師の活用等が拡大しつつあり、「個に応じた指導」は、障害のある子どもの教育だけでなく、通常の教育においても重要課題となっている。

このような動向を踏まえつつ、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を展開していく上で、その際の教育課程の在り方については、重要な検討課題であろう。このプロジェクト研究の議論を展開し、早急にそのモデルを検討することが求められる。

(徳永 豊)